

さわやか

平成29年 4月10日

第 20 号

発行 三戸町農業委員会
電話 (0179) 20-1156



ご挨拶

三戸町農業委員会
会長 梅田 晃

広報「さわやか」第二十号の発行にあたりご挨拶申し上げます。寒さも和らぎ、農家の皆様には本格的な農繁期を迎えていることと存じます。昨年を振り返りますと、春の気温が高く、前半は干ばつ気味で経過しましたが後半は雨が多く、気象の変化が大きい年となりました。このような気象条件の中で、水稲は一〇四の「やや良」、さくらんぼ・りんご等も概ね平年並みとなったほか、葉たばこについても、全体として品質は良好でありました。しかし、ネギ、ダイコン、ながいも等の野菜については、八月中旬以降の長雨と相次ぐ台風により一部に被害を受けました。被害に遭われた農業者の皆様には、改めてお見舞い申し上げます。

さて、昨年は委員改選の年となり、改正委員会法の下、新体制が九月二十六日からスタートしております。法改正に伴い、十二月開催の総会において、農地等の最適化に向けた数値目標及びその取組方法を内容とする「三戸町農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針（次頁に掲載）」を決定致しました。今後はこの指針を踏まえ、委員会として遊休農地等の諸課題にも取り組むこととなります。特に、今年度からは、農地中間管理機構の活用拡大を図ることを目的に、遊休農地に対する固定資産税が課税強化される一方、所有する全農地を貸付けた場合には課税を軽減する政策が開始されました。このため、関係団体と連携し、引き続き政策の周知等に努めて参りますので、遊休農地等調査活動へのご協力をお願い申し上げます。

農業を取り巻く環境は、人口減少・高齢化・担い手不足・耕作放棄地の増加といった課題に直面するとともに、見通しの立たないTPP問題やEPA、FTA等の経済のグローバル化、更には農政の根幹とも言える米政策の見直しなど、大きな転換期を迎えています。このため政府は、昨秋決定した「農業競争力強化プログラム」を着実に実行することとし、農地の集積・集約化関係では、これを進めるため、必要な基盤整備を円滑に行えるようその対策を講じることとしていきます。当農業委員会と致しましても、農地を守り、その農業的な有効活用を促進するという使命を果たすべく、委員が一体となり、地域に根ざした活動を継続して参ります。今後とも、農業委員会活動にご理解ご支援賜りますようお願い申し上げます。終わりに、今年度が災害も無く穏やかな一年となり、農業者の皆様にとって実り多き年となりますことを心祈念申し上げます。

平成二十九年定例総会の日程等について

農地の「権利移動（耕作目的で農地の売買又は貸借等をする場合）」や「※転用」を行うには、農業委員会の許可又は農業委員会への届出が必要です。今年度の農業委員会総会及び許可申請の締切日をお知らせしますので、申請内容や書類について、事前に農業委員会でご確認ください。

なお、事情により開催日等を変更する場合がありますので、ご了承ください。

※農地転用とは

農地を農地以外のものにする事です。農地を住宅や駐車場、資材置場、山林等の農地以外の用途に変更する行為がこれに該当します。

※違反転用には罰則が

許可を受けずに農地転用を行った場合には、農地法に違反することとなり、原状回復やその他の違反行為の是正命令、刑事罰等の不利益を受けることがあります。

※ご相談ください

転用する場所や事業内容によって、許可要件等が異なります。まずは、農業委員会にご相談ください。

区分 開催月	総会開催日	申請締切日
4月	4月10日(月)	3月24日(金)
5月	5月10日(水)	4月25日(火)
6月	6月12日(月)	5月25日(木)
7月	7月10日(月)	6月23日(金)
8月	8月10日(木)	7月25日(火)
9月	9月13日(水)	8月25日(金)
10月	10月12日(木)	9月25日(月)
11月	11月13日(月)	10月25日(水)
12月	12月13日(水)	11月24日(金)
1月	1月11日(木)	12月25日(月)
2月	2月8日(木)	1月25日(木)
3月	3月16日(金)	2月23日(金)

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成28年12月12日

三戸町農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定に基づき、平成37年度を目標年次とする三戸町農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 32.9ha

昨年度県に報告した遊休農地32.9haを平成37年度までに解消することを目指す。そのため、毎年度、概ね全目標面積の1割にあたる3.29haの解消に努める。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ・農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロール（利用状況調査）と農地利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。
- ・利用意向調査については、意思表示の無い調査対象者を中心に農業委員・農地利用最適化推進委員が戸別訪問により相談活動を行い、利用意向の確認と回収に努める。
- ・利用意向調査の結果を基に、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。
- ・荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行う。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利集積目標 1,820ha

平成28年度策定の「三戸町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に基づき、平成37年度までの担い手への利用集積目標を耕地面積の7割にあたる1,820haとする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ・農地中間管理機構が行う農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化団体による農地の調整活動を積極的に行いながら、農地利用集積の割合を高めていく。
- ・耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、人・農地問題解決加速化支援事業等の施策の活用を図るため、関係機関との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、その連携体制の強化に努める。
- ・人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の作成・見直しの際には、農業委員・農地利用最適化推進委員が、それぞれの地域での話し合いに積極的に参加し助言を行う。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 年間8人

平成28年度策定の「三戸町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想」に基づき、独立自営と雇用就農を合わせた新規就農者の目標を年間8人とし、目標年次の平成37年度において350経営体を維持できるよう努める。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ・新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を進めるため、就農に向けた情報提供及び就農相談、就農後の営農指導、農地の確保等について、関係機関が連携し役割を分担しながら指導、助言を行っていく。
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員は、新規就農者の地域において受入条件の整備を図るとともに、新規就農者が地域内で孤立すること無く、地域農業の担い手として育成されるよう地域での話し合い等を通じてその体制づくりに努める。

農地中間管理事業を活用しましょう！



農地を
貸したい人



農地中間管理機構 (あおもり農林業支援センター)

- ①受け手希望者を公募します。
- ②農地を借受けます。
- ③受け手がまとまった形で利用できる
よう貸付けます。



農地を
借りたい人

■農地中間管理機構は信頼できる農地の中間的受け皿です。

■農地中間管理機構は公的機関なので安心して貸せます。

- ・賃料は確実に支払われます（現物（お米）による賃料の支払いを選択できることもあります）。
- ・農地が荒れる心配もありません。
- ・貸したい人と借りたい人が個別に交渉する必要はありません。

☆農地中間管理事業はこれまでよりも取り組み易くなりました。

- ・市町村で本人確認できる場合は、契約書類への押印は認印とし、印鑑登録証明書の添付は不要です。
- ・申請書類は重複記載項目を無くし、簡素な様式での手続きです。
- ・農地法や農業経営基盤強化促進法による既存契約の終期到来（更新）時、又は出し手・受け手双方が合意して解約した場合には、農地中間管理事業により元の受け手へそのまま貸し付けることもできます。

☆平成29年度機構集積協力金の目安単価が発表されました。

- ①地域集積協力金：6,000円／10a～10,800円／10a（付け替えの場合は1/10）
 - ②経営転換協力金：120,000円／戸～280,000円／戸（遊休農地所有者は20,000円／戸～140,000円／戸）
 - ③耕作者集積協力金：4,000円／10a
- ・平成29年度の最終的な交付単価は平成30年1月頃に決定される予定です。
 - ・協力金の交付要件等については三八地域県民局地域農林水産部、農業委員会又は農林課へお問い合わせください。

☆固定資産税の課税軽減と強化が始まりました。

- ・農地中間管理機構に所有する全農地を貸し出すと固定資産税が半額になります。
 - ・荒れた農地や十分管理されていない農地を放置すると、固定資産税が1.8倍に増額されることがあります。
- 対象農地の要件等詳細については農地中間管理機構、農業委員会又は農林課へお問い合わせください。

農業者年金に加入しませんか？

農業年金の 特徴 メリット

- ◆農業者の方なら広く加入できます。
- ◆積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い年金です。
- ◆保険料の額（月額2万円～6万7千円）は自由に決められます。
- ◆終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金があります。
- ◆税制上の優遇措置があります。
- ◆農業の担い手には保険料の国庫補助があります。

経営と暮らしに
役立つ情報を
お届けします！



農家のための情報誌「全国農業新聞」

- ◆発行日：週1回（金曜日）
- ◆発行元：全国農業会議所
- ◆購読料：月700円（送料・税込み）

お申し込みは農業委員会事務局へ

お問い合わせください。

平成29年度 農作業標準賃金

平成29年度の農作業標準賃金が、次のとおり決まりました。

この賃金表は、標準額ですので、作業賃金を決める際は年齢・労働条件・その他の事情等を考慮し、両方で協議のうえ決めて下さい。

1. 作業賃金（1日当たり） ※8時間労働、賄いなしを原則

区 分		金 額	割 増 料（1時間あたり）
水 田	田 植・ 稲 刈	5,800円	900円
	除 草・ 脱 穀	5,800円	
	水 田 作 業 全 般	5,800円	
りんご	剪 定	8,600円	1,340円
	袋 か け・ 摘 果	5,800円	
	収 穫	5,800円	
葉 タ バ コ 作 業 全 般		5,800円	900円
に ん に く		5,800円	
畑 作 全 般		5,800円	

2. 農業機械（10a当たり） ※賄いなしを原則、機械にはオペレーター等1人付き

区 分		金 額	備 考	
水 田	耕 起	5,500円	区画整理田を標準とする	
	代 か き	6,000円		
	田 植 機(苗 別)	6,000円		
	脱 穀(ハーベスタ)	6,000円		
	稲刈	バインダー(紐別)		5,500円
		コンバイン(紐別)		13,000円
	乾 燥 機 (生 脱 穀)		1,300円	60kgあたり
畑 作 業 全 般		5,500円		

平成29年度 賃借料情報

平成21年1月1日～平成28年12月31日までに締結(公告)された農地賃貸借における賃借料水準(10a当たりの年額)は、以下のとおりとなっています。

(農業委員会に届出のあった過去8年間41件分の集計です。)

農地賃借料（10a当たり）※三戸町全域

農地の区分	平均額	最高額	最低額	データ数
全農地	10,000円	26,600円	1,000円	41件
うち田(水稻)	8,600円	15,400円	1,000円	13件
葉タバコ	17,200円	26,600円	8,800円	6件
ニンニク	10,600円	16,700円	6,400円	8件
リンゴ	7,900円	11,800円	4,800円	7件
その他野菜	7,800円	10,200円	1,100円	7件